公　告

諮　事　項

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第14号

下記の鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、⑴については却下の通知を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、願書に記載された住所の所在地の市役所に通知の内容を掲示した。

記

⑴　出願地　愛媛県西予市、宇和島市　出願人　愛媛県西予市野村町大字野村16番229号　明神　一夫

平成25年12月20日　　四国経済産業局長

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月20日

北海道開発局長　澤田　和宏

１　処分をした年月日　平成25年11月25日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　菅原　康晴　一級建築士　第158964号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、㈱菅原組一級建築士事務所（北海道知事登録（上）第0268号）に属した。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月20日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年11月21日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　山本　吉美　一級建築士　第115251号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、一級建築士事務所株式会社美津建築事務所（東京都知事登録第29759号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月20日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年11月21日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　諏訪野正勝　一級建築士　第65097号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、諏訪野建築設計事務所一級建築士事務所（埼玉県知事登録⑹第1893号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月20日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年11月21日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　入來　和哉　一級建築士　第82625号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、株式会社グローバルコーポレーション一級建築士事務所（東京都知事登録第43548号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月20日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年11月21日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　岡田　孝行　一級建築士　第83406号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、協和ビルメンテナンス株式会社一級建築士事務所（埼玉県知事登録⑵第9050号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月20日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年11月21日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　関野由紀晴　一級建築士　第242196号
３　処分の内容　戒告
４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、有限会社大谷総合都市計画事務所（千葉県知事登録第１―1208―5784号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月20日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年11月21日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　草別　　誠　一級建築士　第156644号
３　処分の内容　戒告